

実践と公正：

フェアプレイをめぐる概念分析と経済分析¹

加藤 晋²・宮本雅也³

概 要

本論文では、ジョン・ロールズの初期論文から『正義論』にかけて展開された「フェアプレイの義務」（あるいは「公正の原理」）の方法上の意義を検討する。まず、ロールズにとって実践におけるフェアプレイの義務の問題が、「公正としての正義」という彼のプロジェクトの中核にあることを論じる。このフェアプレイの義務は、ハーバート・ハートの概念分析に大きな影響を受けつつも、公共財の過少供給の克服という経済学で広く扱われている問題の一形態とも捉えられる。まず、フェアプレイの義務に関して、ハートとロールズの問題の捉え方について本質的差異があることを明らかにする。また、ロールズの議論を検討して、経済分析に還元されない概念分析の役割が、政治哲学に存在することを論じる。

キーワード

正義・実践・フェアプレイの義務・公共財・フリーライド

1. はじめに

ジョン・ロールズが、はじめて彼の正義論の思想体系の骨子を示した際、彼は次のように述べることから始めている。

1 草稿を丁寧に読んでコメントをくれた榊原清玄氏（東京大学大学院総合文化研究科博士課程）と田畑真一氏（北海道教育大学）に感謝したい。また、本研究は科研費（22K01387, 22H05083, 22H05086, 20H01446, 18H05204, 20K12792, 21J00920）および三菱財団研究助成（201920011）の助成を受けたものである。

2 susumu.cato@gmail.com

3 masaya.miyamoto89@gmail.com

「一見したところ、正義の概念と公正の概念は同一であり、それらを区別する理由はない、片方が他方よりもより根本的であると主張する理由はないと思われるかもしれない。私の考えでは、このような印象は誤りである。この論文では、正義概念における根本的アイディアは公正であると示したい。私は、この観点から正義概念に対する分析を提示したい。」(Rawls, 1958, p. 164)⁴

この論文のタイトルにもなっている、「公正としての正義」(justice as fairness)がロールズのライフワークとなったプロジェクトの名称である。「公正」と「正義」の二つの概念の「結びつき」——これらの概念そのものでなく——の探究こそがロールズ正義論の中核なのである。興味深いことに、さまざまな批判を受けて正義論をめぐる研究が発展していくなかで、このことが顧みられなくなっているように思われるのである。しかし、公正が正義の根本的アイディアであるという主張は、ロールズが社会をどのように捉えて、いかに社会における規範を語るができると考えているのかといったことと不可分である。先んじて述べるとすれば、「実践」(practice)という人間の活動を捉えるための一般的概念のクラスがここで鍵となる。『正義論』に至るまでのロールズの分析の特徴は、社会を構成する制度を「実践」の一つとみなすことを分析手法の鍵としている点にある。「公正」とは、「実践」という広いクラスの人間の活動が持ちうる特性である。つまり、実践は公正であったり、公正ではなかったりするるのである。誤解を恐れず述べれば、いかなる実践が公正であるかを考えることで、社会の「正義」の概念のかたちを描くことがロールズの際立った方法上の特徴なのである。

ところで、ロールズには「遵法義務とフェアプレイの義務 (Legal obligation and the duty of fair play)」という論文がある⁵。この論文はロールズが「公正としての正義」を提示してから間もない1964年に出版されたもので、なぜ人びとは法に従う道徳的義務(遵法義務)を持っているのかを検討している(Rawls, 1964[1999])⁶。ロールズの主張は、人びとは「フェアプレイの義務」があるために、遵法義務があるというものである。フェアプレ

4 ロールズのテキストに関して、訳語の統一などの点から、本稿では必ずしも既存の邦訳に従うわけではなく、われわれの方で原文から訳している。

5 この論文が出版された前後のロールズの活動について簡単に整理しておこう。1955年に「二つのルール概念」を出版しているが、この論文はオックスフォード時代に学んだ、日常言語学派の概念分析のアプローチを軸として、規則功利主義を検討するものである(Rawls, 1955)。1958年には、功利主義の代替案となるべきものとして、「公正としての正義」を提案している(Rawls, 1958)。本論文の冒頭で引用した、この1958年の論文のなかに、「無知のベール」などのアイディアを見出すことができる。その後は、1971年に『正義論』で完成される思想体系に向かって、さまざまな作品群を査読誌などの出版媒体に出版を積み重ねていく。1958年から1971年までに、査読誌に出版されたものと編著書の1章として提供されたものを合わせて、8本ほどの学術論文があるが、それらの全てが正義論の完成へ向けた、思想発展の軌跡を示している。

6 なお、遵法義務の議論を広範囲に扱った日本語の文献として、横濱(2016)が存在する。

イの義務を怠ったり、遵法責務を無視したりする場合には、社会においてフリーライドが起きてしまうのである。これにより、社会という実践における公正が傷付けられてしまうというのがロールズの論証のポイントとなる。フェアプレイの義務は、『正義論』のなかでは「公正の原理」とタームを変更されているが、『正義論』における個人の責務の分析に、ほとんどそのまま引き継がれている (Rawls, 1971/1999, pp. 96-98)。

遵法責務とフェアプレイの義務の分析自体に应用的に重要な含意がある。実際、その議論は市民的不服従といったものにも結びついている (Rawls 1964[1999], p. 126)。しかし、フェアプレイの義務を検討する意義はそれにとどまらない。本稿で論じるように、フェアプレイの義務は、「公正としての正義」の主題とも言える、いかに公正から正義を導くかという分析手法上の問題の中核に位置しており、ロールズの原点にある課題と言っても過言ではない。むしろ、应用的含意以上に、方法論上の意味合いの方が決定的と言ってもいいだろう。また、遵法責務とフェアプレイの義務に関するロールズの議論には、概念分析という哲学的アプローチとともに、経済学的分析手法の影響も強くみられる。本稿の目的は、この遵法責務とフェアプレイの義務をめぐる論証を検討することで、ロールズが「実践」と「公正」の概念をいかに分析しているか、それを経済分析とどのように結びつけているかを明らかにしつつ、概念分析と経済分析の政治哲学上の役割について明らかにすることである。

2. 実践とフェアプレイの義務

1971年に出版された『正義論』で、ロールズの思想は一つの理論体系として完成された (Rawls, 1971/1999)。『正義論』以降、近隣分野も含めたかたちでさまざまな論争が起こり、ロールズは自身の体系を修正していく。特にハーバート・ハートからの批判やユルゲン・ハーバーマスとの論争などはよく知られたものである⁷。論争が大きな注目も集めたこともあって、1971年以降のロールズの思想的発展がひろく研究されている一方、『正義論』以前のロールズについては、あまり明らかにされてこなかった。しかし、ロールズの政治哲学の本質を理解するためには、あるいは、現代の政治哲学の方法論的な論点を明らかにするためには、ロールズの初期の作品群から『正義論』にかけての、方法上の動きに注目することが重要だと考えられる。

ロールズの理論的原点は、1955年の論文と1958年の論文に見出すことができる

7 加藤 (2015) を参照。また、ロールズのキャリア全体を通じた議論については、齋藤・田中 (2021) などを参照されたい。

(Rawls, 1955; Rawls, 1958). 19世紀以前の社会契約論とロールズのアプローチが根本的に異なる点は、ロールズのアプローチが20世紀以降に大きく発展した分析哲学の影響を受けていることにある。分析哲学のもっとも大きな特徴は、広い意味での「論理」を重視して、哲学的概念を検討することにある。特に、ロールズはオックスフォード大学への留学と、その後のコーネル大学での研究期間を通じて、後期ウィトゲンシュタインに源流をもつ日常言語学派のアプローチに影響を受けている。日常言語における概念の用いられ方を検討することを通じて、言語をリジッドに捉えた場合には周縁に追いやられてしまう倫理的概念を検討することが可能となる。当時においては、この日常言語の分析がハートやリチャード・ヘアなどによって、法哲学や倫理学におけるもっとも重要な分析枠組みとして彫琢されていたのである⁸。

ロールズの政治思想のもっとも基礎的な直観とは、「社会制度」が「実践」の一つであるということである。この点は、初期作品においては理論的コアとして強調されていたものの、『正義論』においては前面には出てきていない⁹。むしろ、『正義論』のなかで、もっとも「実践」という言葉が出てくるのは、義務と責務について語る第6章なのである。ある意味で、第1部における原初状態の議論が経済学の分析枠組みから着想を得ているのに対して、この義務と責務に関する議論は分析哲学における概念分析に由来していると言ってもよい¹⁰。

さて、社会のメンバーとして参加している人は、その社会の制度の構成要素となっている「法」あるいは「ルール」になぜ従わなければならないのだろうか。「実践」としてのカードゲームやスポーツを思い浮かべてみよう。「大富豪」や「バスケットボール」では、それら実践を定めるルールが存在する。例えば、「大富豪」であれば、「参加者がカードを予め定められた順番に出す」とか、「2がもっとも強いカードである」とか、ゲームを成り立たせるためのルールが定められている。また、「バスケットボール」の場合は、「2歩までしか、ボールを持って歩かず、3歩以上歩いた場合には、トラベリングとよび、一番近いサイドラインかエンドラインからのスローインがされる」などというルールがある。あるいは、「シュート体制に入っている状態で接触した場合、シュートを打っていたプレイヤーがフリースローを行うことになる」というルールなどがある。これらのルール

8 Hare (1952) や Hart (1961) を参照。

9 ただし、『正義論』においても、「制度」が「ルールの公共的システム」として定義されている (Rawls, 1971/1999, p. 47)。そして、「制度あるいはより一般に社会的実践の例」として、「ゲームや儀式、裁判や議会、市場や所有のシステム」を挙げている (Rawls, 1971/1999, p. 48)。それゆえ、『正義論』においても、「実践」が重要な概念であることは変わっていないと理解することもできる (James, 2005)。

10 ロールズは経済学の文献を読むなか、1950年から1951年のあたりで、原初状態のアイデアを得た (Freeman, 2007)。

があってはじめて「バスケットボール」が成立すると言ってよい¹¹。

「実践」の特徴は、それがジョン・サールによって「構成的規則」(constitutive rule)と呼ばれているものからできていることにある (Searle, 1969)¹²。構成的規則は、命令文に書き換えられないような規則である。「トラベリング」は、バスケットボールという実践自体を構成しているようなルールで、それは命令文に置き換えられない。そして、それはトラベリングを定義し、バスケットボールの一部をなしている。サールは、構成的規則の性質に注目し、「事実」から「当為」を導く論証を提示した (Searle, 1969)。「事実」から「当為」を導くことは古くから知られる難題の一つだが、それを可能にする魔法のような役割を果たすのが、この構成的規則である¹³。つまり、ある実践のもとで、「A という行為を行ったならば、B を行う義務を負う」ということが構成的規則として含まれていれば、A を行ったという事実から、B を行う義務という当為が導けるといわけである。しかし、これは、ある意味で棚上げに過ぎない。

「A という行為を行ったならば、B を行う義務を負う」という実践に参加しているならば、どんな理不尽なものであったとしても、本当に義務を負うことになるのだろうか。また、対応する権利が生じるのだろうか。この点に関して、ロールズは、実践が「公正」である場合に、義務(責務)が生じると考えている。

「正義が特定ケースで要請するものごとの典型として、フェアプレイの *prima facie* な義務を考えるかもしれない。ある制度(あるいは実践)の参加者がそのルールを正義にかなうあるいは公正であると受容しており、それゆえそれに反対する不満を有していない場合、当事者には、自分が遵守する必要があるときはそのルールに合致するように行為する相互的な *prima facie* な義務が生じる。一定数の人びとがある制度に参加し、ルールに応じて共同の企てを実行しており、そのようにして自身の自由を制約している場合、必要なときにこれらの制約に服している人びとは、そのような服従によって生じる利益を得ている他者の側での同様の黙従を求める権利を有する。ある制度が正義にかなっているあるいは公正であると適正にも認められている場合、これらの条件が成立する。というのも、このようなケースでは、すべての参加者がそこから利益を得ているからである。それゆえ、脱税者はフェアプレイの義務に違反している。その人は統治による利益を受容しているながら、統治のために資源を提供する際に

11 ロールズ自身は野球の例を用いている (Rawls, 1955)。

12 ロールズの実践の理解については、1958年論文を参照 (Rawls, 1958)。ロールズの正義論とサール流の構成的規則の議論については、加藤 (2020) を参照。

13 構成的規則にはかなり批判も多く存在する。近年の取り扱いとして Roversi (2021) を参照。

自身の役割を果たすつもりがないのである。この *prima facie* な義務の定義に関して、私は H. L. A. ハートに負っている。彼の論文 “Are There Any Natural Rights,” *Philosophical Review*, LXIV (1955), 185 f. を参照。」(Rawls, 1963, p. 285n4. 斜体は原文)

以下では、ここで言及されているハートからの影響を検討していく。ロールズは、ハートの自然権の議論を逆立ちさせる戦略を採用している。それによって、サールには欠如していた構成的規則に含意される権利・義務の規範的正当化を、自由で平等な人格による承認手続きを導入することで可能にしているのである。

ここでロールズがアイデアを負っていると言っているハートの議論はどのようなものだろうか¹⁴。ハートは、当該の論文で、自然権として平等な自由が存在することを明らかにしようとしている (Hart, 1955)。彼は分析哲学の伝統に従いながら、権利を有するという表現がもつ概念的意味を論じることからはじめる。

「ここまでのところ、私は次のように論証してきた。権利を有するということは、他者の自由を制限することの道徳的正当化、他者がどのように行為するかを決定することの道徳的正当化を有することを含意している (entails)。ここで、道徳的正当化は、もしそれが権利を構成するのであれば、特別な種類でなければならない。このことは、「私は～への権利を有する」という典型的表現によって権利が主張されるような状況を検討することではっきりとする。」(Hart, 1955, p. 183)

このように、ハートは権利に関する日常的な言語使用に注目している。そのうえで、彼は特殊の権利 (special rights) と一般の権利 (general rights) を区別しつつ、どちらも、次のように正当化されるものとしている。

「われわれが、道徳的権利を主張する際に与えるような根拠に基づいて干渉を正当化する場合、実際には、われわれは、すべての人が自由であることへの平等な権利を有するという原理を、自身の正当化として間接的に引き合いに出している。というのも、實際上、われわれは約束や同意あるいは授權のケースにおいて次のように主張しているからである。つまり、その人が、自由であることへの平等な権利を行使して、このような要求を創出するのを自由に選択したがゆえに、こうした他者の自由への干渉の要求が正当化される、と主張している。そして、相互的制約のケースでは、実際

14 ロールズがどのようにハートの議論に影響を受けているかについては、小寺 (2020) を参照されたい。

上、われわれは、こうした他者の自由への干渉の要求が、公正であるがゆえに正当化されると主張している。かつ、それが公正であるのは、そうすることによってのみ、当該の人々の集団内での制約と自由の平等な分配が存在しうるからである。それゆえ、一般的権利だけでなく特殊的権利のケースでも、それらの権利の承認は、全員が自由であることへの平等な権利を承認していることを含意している (implies).」(Hart, 1955, pp. 190-191)

平等に自由を行使でき、それが公正であるからこそ、権利が存在し得るとというのがこの議論の鍵である。自然権が存在することを明らかにするという目的のために、ハートは、法制度あるいは社会レベルでの実践に対象を固定している。これに対して、ロールズは幅広い実践のクラスで、ハート流のアプローチで義務（あるいは対応する権利）が正当化されるものとしている。これは、ハートとロールズの分析的射程のより大きな違いに基づくものである。ハートが、社会における道徳的義務を前提として「平等な自由」という自然権を論証しようとしているのに対して、ロールズが「平等な自由」を前提として、道徳的義務を論証しようとしているのである。この点に関して、ロールズは次のように述べている。

「公正概念を正義にとって根本的なものにするのは、まさにこうした、相互に権威を有しない自由な人格による諸原理の相互的承認の可能性という観念なのである。」(Rawls, 1958, p. 179)

つまり、両者は問題を逆に捉えている。ハートの議論を逆立ちさせるという戦略を取ることにより、ロールズはサールのような棚上げ戦略によって義務を説明するのではなく、特定の構成的規則の組み合わせが、いかにして正しい義務を生じさせるかについての具体的手続きを提示しているのである。この際、ロールズが、概念分析を批判的に検討することで、このような考察に至っていることは明らかである。すなわち、自由で平等な人格が承認するような原理を通じて義務と権利に関する規範的正当化を可能にするというアイデアを、概念分析に追加しているのである。

このように、ハートを逆立ちさせるという点で、ロールズの論証はハートのものとは異なるということは強調しておくべきだろう。A・ジョン・シモンズは、のちにロールズのフェアプレイの義務の論理を丁寧に読み解きつつ批判をくわえることを通じて、政治的責務の特徴を明らかにしようとした (Simmons, 1979)。シモンズの議論に丁寧に触れていく紙幅はないが¹⁵、シモンズの議論のなかで、ロールズとハートの議論がほとんど同様のものとしてまとめられているということは注目に値する¹⁶。何らかの実践のあり方（存在）

から、背景にある自然権の存在を論じるハートと、何らかの権利（平等な自由）から適正な実践のあり方を導くというのは全く異なる問題なのである。何らかの権利が一つでも存在すると認められるような言語実践が存在すれば、その背景には平等な自由という自然権が含意されているというのがハートの主張である。この主張を展開するために、ハートは、ロールズとは異なり、シモンズが想定しているように、政治的責務が道徳的に妥当な仕方では存在しているという見解に必ずしもコミットする必要はない。

「公正としての正義」論文で、ロールズは、実践の例として、ゲーム、市場取引、競争などを挙げている（Rawls, 1958, p. 178）。実践に参加することによって参加者たち全員が利益を得る以上、その実践の参加者は、その実践が公正だと認めている限りにおいて、その実践の定める規則に従う *prima facie* な義務があるとロールズは述べるのである（Rawls, 1958, p. 179）。*prima facie* な義務とは義務同士の衝突が起きた場合には、従う必要はないこともあり得るものの、特にそうしたことがなければ従う必要のあるような義務である。カードゲームに参加する際、そのルールに対する不服があるならば、参加する前に述べるべきであり、ゲームが公正だと認めた上で、いざ参加したのであれば、ルールに従わなければならない。

ここで、自ら参加したということが鍵となる。社会制度という実践には参加の選択が存在しないがゆえに、直接的なフェアプレイの義務による正当化の適用ができないことを認めつつも、ロールズは、次のように述べている。

「日常の発話において、公正が参加するかしないかの選択が存在するような諸実践（たとえば、ゲームやビジネスの競争など）により特定のしかたで適用され、正義がそのような選択が存在しない諸実践（たとえば、奴隷制など）に適用されるとしよう。その場合、必然性の要素は、不公正な制度よりも不正義な制度を変更する方がはるかに差し迫ったものであることにはするだろうが、相互的承認の構想を適用不可能なものにはしない。」（Rawls, 1958, p. 179）

このような義務をロールズがフェアプレイの義務と呼んでいるのは、それが「正義」の問題に独自のものではなく、広く公正な実践において、生じるものだからなのである。そして、フェアプレイの義務を、社会制度に適用するための理論装置——ロールズが概念分析の方法に追加した自由で平等な人格による承認手続き——が原初状態なのである。こうしたフェアプレイの義務を適用できるように、社会契約の場を構成しなければならない。そ

15 ただし、第3節の最後の註では、シモンズによるロールズ批判に言及する。

16 Arneson (1982) の議論も参照。

うでなければ、社会制度の参加者である社会構成員たちは、社会制度にとってのルールである法に従う必要がなくなってしまうからである。

3. フリーライダー問題とフェアプレイの義務

ロールズの「公正としての正義」の分析的枠組みにとって、ハートの議論を逆立ちさせるという操作は本質的なものである。なぜならば、ロールズの根本的企図たる義務と権利の分配を導くための鍵となるステップだからである (Rawls, 1958, p.174)。この意味で、概念分析の方法からの影響が、ロールズの「公正としての正義」の中核にあることは否定しがたい。その一方で、ロールズは経済学からも大きな影響を受けていることもよく知られている。現在では、Philosophy, Politics and Economics (PPE) の領域を中心に、政治哲学のアイデアをゲーム理論などのフォーマル・モデルによって表現することも多いが、その先駆けということもできる。「公正としての正義」論文のころから、すでにゲーム理論や社会的選択理論への言及は多くある (Rawls, 1958)。ロールズが、経済学に本格的に触れたのは、プリンストン大学で厚生経済学を専門とするウィリアム・ボーモルのセミナーに1950年から参加した頃である (Little, 2013)。そのボーモルのセミナーでは、ジョン・ヒックスやポール・サミュエルソンのミクロ経済学の基礎に関する文献が扱われた。ロールズが触れた経済学は、当時において最新のものであり、このため『正義論』で言及される経済学の文献も古典ではなく、同時代のものが中心となっている (Little, 2013)。

ロールズは、フェアプレイの義務についても、概念分析だけではなく、経済学的な分析枠組みを念頭に置いているようだ。この点は、『正義論』よりも過渡期の論文においてむしろ顕著である。フェアプレイの義務についての、ロールズの経済学的議論を検討にするに先立って、経済学での理論的發展を経て、現在では社会科学で頻繁に扱われる、フリーライダー問題（ただ乗り）を簡単に説明したい。これは、サミュエルソン (Samuelson, 1954) によって現代的な定式化がされた「公共財」供給の問題と関わっている¹⁷。経済理論がベンチマークとするのは「私的財」と呼ばれるものである。私的財は「排除性」と「競合性」という二つの性質を兼ね備えている財である。第一の排除性とは、対価を支払うことなく、利用することを禁じることが可能であることであり、第二の競合性とは、同じ財を同時に複数の個人が消費できないことを意味する。これら、私的財の二つの性質を満たしていないような財のことを、広い意味での公共財と考える¹⁸。特に、両方が満たさ

17 ロールズは『正義論』のなかで、ジェームス・ブキャナンとウィリアム・ボーモルを引用して、この公共財の問題を論じている (Rawls, 1971/1999, pp.235-236n4, 5, 6)。

れていないような財を、純粋公共財と呼ぶ。つまり、純粋公共財とは、特定の個人の消費を禁じて排除することができず、競合することなく多くの人が同時に使用することのできるような財のことをいう。この公共財に該当する財は、現実にはそう多くはないが、大気などの自然環境や国防などが、純粋公共財の例として挙げられることが多い。

人びとには、純粋公共財を提供するインセンティブがどれくらいあるだろうか。純粋公共財は、その定義からして、誰にとっても価値があるものである。100人からなる社会に属する、ある経済合理的（利己的）な個人が一単位の公共財を提供するかどうか検討している状況を考えてみよう。仮に、この公共財一単位が、一人一人に10の価値（経済学の場合は、この価値は効用の増加分に対応する）を生み出すものとしよう。その一方で、公共財を生み出すには、20の費用がかかると考えよう。社会的に見れば、一人あたり10の価値を生み出し、全体で100人がいるため、1000の合計の価値を生み出す。費用は、20であるから、980の追加的価値の増加が生まれるわけだが、この個人は公共財を提供しない。それは、自分の利益だけを考えるとメリットがないからである。経済合理性を想定しているため、この個人は自身の得る価値の増加分である10と費用の20の比較を行う。この時、10から20を差し引いたマイナス10がこの個人の利益の増加分である。つまり、公共財の提供はこの人自身にとっては損失を生み出す。これが公共財を供給しない理由である。

これは一例に過ぎないが、経済学の抽象的数理モデルを用いて、次のような一般的命題が導かれる。公共財の供給は社会的にみて過少となる——現在では経済学でよく知られている、この命題の背後にあるのがフリーライダー問題である。この問題を理解するため、次のような疑問を考えてみよう。もしも公共財が極めて大事なものであるならば、結局誰かが提供するのではないか。しかし、公共財は、自分自身以外の誰かがもし提供してくれるならば、それを自分も享受できてしまう。競合性も排除性も満たされていなければ、必然的にそうになってしまうはずである。この「誰か」の提供に、ただ乗りしたいというインセンティブがあるため、公共財は過少となるのである。この分析は、バークストローム、ブルーム、ヴァリアンによって、ゲーム理論的な枠組みへと拡張されている（Bergstrom, Blume, and Varian, 1986）。

ここで、簡単な注釈を加えておこう。どのように「社会的にみて過少かどうか」を判断するのだろうか。ここには、明らかになんらかの価値判断が含まれているはずであり、それ自体として社会正義の問題でもある。経済モデルにおいては、功利主義、より正確には、パレート効率性基準に基づいて判断する、ということとなる。パレートの基準でみて過小であるというのは、「公共財供給を増やすことで、全ての人びとの効用水準を上昇さ

18 公共財の定義と私的財との区別については、奥野（2008）を参照。

せることができる」という意味である。ロールズにとっても、効率性は社会の基本的な価値である (Rawls, 1964[1999], pp. 127-128; Rawls, 1971/1999, p. 5)。

さて、「遵法責務」論文においては、どのようにフェアプレイの義務が説明されているのだろうか。ロールズは、社会制度について三つの仮定を置く (Rawls, 1964[1999], p. 122)。その仮定は次のようにまとめることができよう¹⁹。

- [1] 極端なチーム生産を伴う社会的協働の存在
- [2] 非競合性
- [3] 自由の相互的制約

順を追って確認しておこう。最初の点について、ロールズは「相互に利益を与える正義にかなった社会的協働のスキームが存在し、かつ、(ほとんど)すべての人が協働する場合にのみ、それが生み出すアドヴァンテージが獲得されうる」²⁰と述べている。これは、ロールズが社会的協働のある種のチーム生産として理解していることを意味すると同時に、それが極端に補完的な生産活動となっていることを意味する。これがロールズの協働観念のポイントでもあるが、社会的協働は個々人の生産を単純に合算した以上の生産性を発揮する。

第二の点について、ロールズは「協働が生み出す利益は、ある程度まで、フリーなものである」²¹と述べているが、このことには注意が必要だろう。これは、協働、あるいは、それが生み出すアドヴァンテージがある種の公共財となっているということの意味している。つまり、協働によって可能になるアドヴァンテージは、特定の個人を排除できないものであり、誰かがそのアドヴァンテージを享受することで他の個人が全く享受できなくなるわけではない。排除性と競合性が成り立たないのである。

第三の点について、ロールズは、「協働は各人に対して一定の犠牲を要請し、それには少なくとも各人の自由に対する一定の制約が含まれている」²²と述べている。これは、まさに社会的協働が有する実践としての特質を述べているものである。社会的協働が自由の制約を性質として含むがゆえに、フェアプレイの義務の適用が妥当になる。このことは、自由の制約を含まない実践には、フェアプレイの義務を適用するとは限らないことを同時に意味する。のちにも触れるが、この部分は、公共財供給のモデルの内部では特定されな

19 ロールズ自身は、[1] [3] [2] の順番で説明している。

20 Rawls (1964[1999], p. 122).

21 Rawls (1964[1999], p. 122).

22 Rawls (1964[1999], p. 122).

い性質である²³。

ここで、ロールズは標準的な公共財供給あるいは、その変形とも言えるようなモデルを念頭に置いていると考えるのが自然だろう。これらの仮定のもとでは、人びとが経済合理的・利己的であれば、フリーライドをしてしまい、社会的協働がたちゆかなくなってしまうかもしれない。彼はそのように想定しているはずである。ロールズによれば、社会的協働という公共財に対するフリーライドの禁止こそが、フェアプレイの義務の機能に他ならない。つまり、「協働スキームからの利益を受容した人は、自らの役割を果たし、協働しないことでフリーライド可能な利益を悪用しないように、フェアプレイの義務によって責務づけられる」²⁴。そこで、遵法義務とはフリーライドへの禁止の特殊なクラスということとなる²⁵。

4. 『正義論』における安定性の論証と囚人のジレンマ

ところで、ロールズ自身、先述の学術的背景もあり、公共財供給の経済モデルやゲーム理論の知見を用いて分析を進める箇所も少なくない。これは、『正義論』における安定性の問題を分析するところでも顕著である²⁶。ポール・ワイスマンの研究が示すところによ

23 ここで何回か言及してきた、『正義論』におけるフェアプレイの義務から公正の原理への用語法の変化を確認しておこう。公正の原理は個人の責務を説明するための原理である。公正の原理は、(1) ある制度が正義にならなっており(公正であり)、かつ、(2) ある個人がその制度編成からの利益を自発的に受容した、あるいはその制度編成が提供する機会を自身の利益のために活用した場合に、制度的ルールが定義しているその個人の役割を果たすように要請する(Rawls, 1971/1999, p. 96)。この説明から、公正の原理がフェアプレイの義務と同じく、フリーライドの禁止として機能することがわかる。ただし、公正の原理は約束によって発生する責務なども説明する点で、遵法義務・政治的責務に射程を限定したものではない点には注意が必要である。

24 Rawls (1964[1999], p. 122)。

25 なお、『正義論』において、ロールズは遵法義務や政治的責務に関して、政治家などの公職者の場合と一般市民の場合を区分している。そして、公職者の場合は、フェアプレイの義務とほとんど同様に定式化される「公正の原理」によって特定化される責務があてはまり、一般市民の場合は、「正義の自然的義務」があてはまるとしている(Rawls, 1971/1999, pp. 96-98)。シモンズは、政治的責務の説明という点から、これら両方を批判している。第一に、小規模なアソシエーションとは異なり、社会全体という規模で協働がもたらす利益の能動的受容が成立するとは考えられないため、フェアプレイの義務・公正の原理による政治的責務の正当化はできない(Simmons, 1979, pp. 138-141)。第二に、政治社会の領域内に居住しているというだけで、ある個人が政治的責務を負うという説明は妥当ではなく、同意などの何らかの能動的契機が必要となるため、正義の自然的義務による政治的責務の正当化はできない(Simmons 1979, pp. 149-151)。これらのシモンズからの批判に応答することは本稿の目的には含まれないため、ここではそれらの批判が存在することだけ指摘しておく。

26 安定性の問題は『正義論』から転回をもたらしすほどに、ロールズにとって重大な問題であった(cf. 宮本 2018)。安定性の問題の重要性は長らく見過ごされていたが、邦語の文献でこの点を強調した貢献としては、井上(2015)を参照。

れば、この安定性の問題においても、問題設定において、ロールズが経済学的な枠組みで考えていたと理解することができる (Weithman, 2010)。

まず、市民たちが自己の利得（この場合、効用ではなく何らかの利得）を増やすように行為すると想定しよう²⁷。このとき、単純化して、市民1と市民2という二人の市民の間の関係を想定しよう。両者の利得をゲームの構造にして表現すると次のようになる。なお、正義にかなう行為／かなわない行為については、具体的には脱税しない／脱税するなどを想定すればよい。結果として、例えば、市民1が正義にかなう行為を行い、市民2が正義にかなわない行為を行った、というような組み合わせが行為の結果となる。そこで、市民1も市民2も二つの行為から選択できるので、2X2の行列で表現することができる。両市民が正義にかなう行為を行ったならば、二人ともAの利得を得るものとする。両市民が正義にかなわない行為を行ったならば、二人ともDの利得を得るものとする。一方、片方が正義にかなわない行為を行い、もう片方がかなう行為を行ったならば、前者はB、後者はCを得るものとする。これは下の表のように描かれる (表1)。左に市民1の行為、上に市民2の行為の選択が書かれており、行列内部の2つの数字の左側が市民1の利得であり、右側が市民2の利得となる²⁸。

表1：秩序だった社会の安定性のための利得行列

市民1 \ 市民2	正義にかなう行為	正義にかなわない行為
正義にかなう行為	(A, A)	(C, B)
正義にかなわない行為	(B, C)	(D, D)

A：秩序だった社会に生きることによる完全な利益－課税などの負担あり

B：秩序だった社会に生きることによるほぼ完全な利益（課税などの負担なし）

C：秩序だった社会に生きることによるほぼ完全な利益－課税などの負担あり

D：秩序だった社会に生きることによる利益なし（課税などの負担なし）

注) Weithman 2010, p. 48, Table II. 1 と p. 55, Table II. 3 を参照して作成。

ワイスマンによれば、これは囚人のジレンマと同型的になっている。まず、市民1の視点から考えてみる。道徳心理学の議論によって、秩序だった社会（ロールズが考える完全に正義にかなった社会）の市民たちは正義感覚を身につけていることになるため、相手が正義

27 ロールズは、「自己利益の観点から、各人は自身の役割を逃れる方に引きつけられる」としている (Rawls, 1971/1999, p. 295)。この点から、安定性の問題設定に関して、いったんは自己の利得の観点から考えてもよいと想定される。このことは、安定性の問題に対する解答とも対応している。安定性の問題の解答となる正と善の一致における「善」は、「善の希薄理論」の意味での善でなければならない (Rawls, 1971/1999, p. 497)。希薄理論における善は、道徳的正しさや正義を前提にしない形で説明される。

28 ワイスマンの定式化には、その構成において、気がかりになる部分が少なからずあるが（例えば、いかなる条件で秩序だった社会の利益が享受できるか、など）、ここではこのことを無視して彼の定式化を受け入れた上で議論を進めた。

にかなう行為をすると想定しよう。その場合、自分だけ脱税などの正義にかなわない行為をして、つまりフリーライドして、秩序だった社会に生きることの利益をほぼ完全に享受する方が得になる (Weithman, 2010, p. 47)²⁹。他方で、相手が正義にかなわない行為をする場合、市民1は、自分だけ正義にかなった行為をして、秩序だった社会の維持に必要な負担を自分だけが負うことを避けたがる。それゆえ、いずれにせよ、正義にかなわない行為に向かう傾向が生じる。そして、市民1にあてはまることは、市民2にもあてはまる。さらに、市民1と市民2にあてはまることは、秩序だった社会の他の市民すべてにもあてはまる。また、市民たちが正義感覚を獲得していようと、正義感覚から生じる動機づけの力よりも、脱税などによって得られる利得の魅力が十分により大きければ、正義感覚による動機づけの力を上回る可能性は否定できない。以上のような、個人の利得構造から、安定性問題の解答となる正と善の一致が必要とされる。ワイスマンも注目している点だが、ロールズは、以上のような集合的な合理性（および公正）と個々人の合理性とが乖離する問題を捉えて、「一般化された囚人のジレンマ」(generalized prisoner's dilemma)の問題と呼んでいる (Rawls, 1971/1999, p. 505)³⁰。公共財供給の問題が、囚人のジレンマとインセンティブ構造が似ていることはすでによく知られている点である。つまり、正義にかなった行為による秩序だった社会の維持とはある種の公共財供給問題なのである。

秩序だった社会の市民たちが有している利得構造を変更することにより、市民が自分自身の善の観点から考えても、不正義に向かう動機づけが働かないことを示すというものが、ロールズの安定性問題に対する解答の論証なのである。ロールズによれば、「一般化された囚人のジレンマの危険性は、正と善の調和によって取り除かれる」(Rawls, 1971/1999, p. 505)³¹。この正と善の一致によって、フリーライドへのインセンティブを防止

29 「ほぼ」にしているのは、ひとり脱税するだけでも、わずかな影響が生じる可能性があるためである。

30 ただし、ワイスマンのようにこの問題が囚人のジレンマと同型構造であると考えするには、利得の順位が $B > A > D > C$ になっていなければいけないはずである。しかし、 $D > C$ だとは言えないように思われる。秩序だった社会の崩壊によるマイナスは巨大であると考えられるため、むしろ、 $C > D$ ではないか。そうだとすると、(正義にかなわない行為、正義にかなわない行為)のセットはナッシュ均衡ではない。

31 『正義論』におけるロールズの安定性の論証は、二つのステップからなっている。第一に、道徳心理学的な説明によって、秩序だった社会の市民たちが「正義感覚」を取得するプロセスが描かれる (Rawls, 1971/1999, ch. 8)。第二に、正義感覚の保有が本人たちにとっても善であることを論証する、「一致」(congruence) (正と善の一致)の論証によって、秩序だった社会が安定することが示される (Rawls, 1971/1999, ch. 9, eps. § 86)。第一の道徳心理学的説明においては、人間心理の事実として、「相互性」(reciprocity) が想定され、秩序だった社会で成長する市民たちが、愛や信頼のような自然的感情・態度から道徳感情としての正義感覚を発達させることが説明されている。このとき、もし道徳的発達に対するロールズの説明が正しいとすれば、秩序だった社会の市民たちは正義感覚を取得するはずである。そうであるとすれば、市民たちは自身の正義感覚に従って行為することになるのであるから、安定性の論証の第二段階などは必要ないはずである。しかし、本文でも述べているように、たとえ正義感覚を持とうとも、利得上のインセンティブの問題が残るのである。これを解決しようというのが、ゲーム的に分析された第二段階なのである。

し、秩序だった社会を維持するという公共財（集合的に合理的かつ公正な社会状況）を確保するというのが安定性の論証なのである。

5. おわりに

以上、本稿では、まず、実践に注目することで、構成的規則に含まれる義務と権利に対するロールズの正当化がハートの論証を逆立ちさせる戦略をとっていることを明らかにした。さらに、ロールズのフェアプレイの義務が公共財供給におけるフリーライダー問題に対する対処であると指摘した。また、『正義論』における安定性の論証も同様に経済学的な分析に依拠しており、秩序だった社会における囚人のジレンマ構造に対する解答の必要性のゆえに、正と善の一致が論じられる必要があるという点も示した。このような、ロールズにおける実践に着目する概念分析的手法と公共財問題に関する経済分析の手法との並存は何を意味していると言えるだろうか。

なお、ロールズ自身は、フェアプレイの義務の説明において、明確に「公共財」には訴えてはいない。だが、その後の文献では、ここで述べたようなフェアプレイの問題は公共財の供給の問題と理解されている (Arneson, 1982; Cullity, 1995, 2008; Trifan, 2020)。例えば、ノージックは「PAの問題」として知られているロールズ批判を展開している (Nozick, 1974, pp. 94-95)。この批判は、ある地域で公共放送（ラジオ放送）のシステムを構築することを想定したとき、その個人が同意していなければ、たとえその放送から利益を得ようとも、自分の分の負担を負う必要はないという批判である。その場合、負担を負う人が存在しなくなるため、そのような公共放送は提供されないことになる。これは明らかに公共財供給の問題である。もちろん、経済学的・数学的に同じ構造があるからといって、公共財であればすべてが同じというわけではない。むしろ、それぞれの実践には、その実践に応じた各主体の利得が存在し、実践の性質に応じて、時として公共財供給という構造が出てくるのである。それゆえ、「何の実践か」という概念的問題が存在するのである。例えば、ロールズは基礎構造を共有する社会全体を一つの大きな「実践」とみなして、その実践が公正な協働のシステムであると理解している。安定性の論証も含め、ロールズが「相互性」(reciprocity)にこだわるのは、この実践には相互性が構成的に含まれているからだと解釈することができる。その一方で、相互性の含まれない実践も当然存在するだろう。フェアプレイの義務の、互いの自由を制約し合うような実践という第三の条件は、まさにこうした実践の性質として適用されていると考えられる。つまり、ロールズは、経済学的・数理的構造を見るだけでなく、フェアプレイの義務を要請する実践の範囲を制限し

ており、かつその制限の仕方がある種の相互性に基づいていると考えているのである。

こうしたことは、経済学の分析方法では捉えきれない政治哲学固有の問題があることを示唆している。たとえ、経済学的には同じ問題であっても、フェアプレイの問題と捉えられることもあれば、安定性の問題と捉えられることもある。全く同型のジレンマの解決方法が異なるのである。ロールズの見解は、オックスフォード日常言語学派から影響を受けつつも、概念分析からその先へ、つまり経済学的な分析枠組みへと進んでいく点にある。Philosophy, Politics and Economics (PPE) の領域などは、まさに、ロールズの方向づけによって発展したものに他ならない。しかし、同時にロールズの議論が暗に経済学的な分析枠組みの限界も明らかにしていることは強調しておきたい。つまり、政治哲学は経済分析の一部ではないことをも示唆している。概念的にどのようなクラスの実践なのか、そして、その（クラスの）実践で要請される価値の概念は何か、といった本質的に概念的な分析がなければ、経済分析を政治哲学的な問題としていかに捉えるかが定まらないのである。一方で、経済分析の含意によっては、公正や平等といった概念の捉え直しが必要なこともあるだろう。言い換えれば、概念分析と経済分析の相互作用のようなものの必要性こそが、ロールズの分析から炙り出されているのではないだろうか。これをロールズに特有の見解というのはいき過ぎかもしれないが、少なくとも隠された方法論的貢献と述べる程度は許されてもいいだろう。

参考文献

- Arneson, R. J. (1982). The principle of fairness and free-rider problems. *Ethics*, 92(4), 616-633.
- Bergstrom, T., Blume, L., and Varian, H. (1986). On the private provision of public goods. *Journal of Public Economics*, 29(1), 25-49.
- Cullity, G. (1995). Moral free riding. *Philosophy & Public Affairs*, 24(1), 3-34.
- Cullity, G. (2008). Public goods and fairness. *Australasian Journal of Philosophy*, 86, 1-21.
- Freeman, S. (2007). *Rawls*. London: Routledge.
- Hare, R. M. (1952). *The Language of Morals*. Oxford: Clarendon Press.
- Hart, H. L. A. (1955). Are there any natural rights?. *The Philosophical Review*, 64(2), 175-191.
- Hart, H. L. A. (1961). *The Concept of Law*. Oxford: The Clarendon Press.
- James, A. (2005). Constructing justice for existing practice: Rawls and status quo. *Philosophy & Public Affairs*, 33(3), 281-316.
- Little, D. (2013). Rawls and economics. in John Mandel and David Reidy eds., *A Companion to Rawls*, 504-525. Malden MA: Wiley Blackwell.
- Nozick, R. (1974). *Anarchy, State, and Utopia*. New York: Basic Books.
- Rawls, J. (1955). Two concepts of rules. *The Philosophical Review*, 64(1), 3-32.
- Rawls, J. (1958). Justice as fairness. *The Philosophical Review*, 67(2), 164-194.
- Rawls, J. (1963). The sense of justice. *The Philosophical Review*, 72(3), 281-305.
- Rawls, J. (1964[1999]). Legal obligation and the duty of fair play. In Sidney Hook, ed., *Law and Philosophy: A Symposium*, pp. 3-18. New York: New York University Press, 1964. Proceedings of the 6th Annual New York University Institute of Philosophy. [in: Samuel Freeman (ed.) *Collected Papers*,

- Cambridge MA: Harvard University Press, 1999.] 引用は 1999 年版による。
- Rawls, J. (1971/1999). *A Theory of Justice*. Cambridge MA: Harvard University Press, 1971; Revised edition, 1999. (J. ロールズ『正義論 [改訂版]』川本隆史・福岡聡・神島裕子訳, 紀伊國屋書店, 2010 年) 引用は 1999 年版による。
- Roversi, C. (2021). In defence of constitutive rules. *Synthese*, 199(5), 14349–14370.
- Samuelson, P. A. (1954). The pure theory of public expenditure. *The Review of Economics and Statistics*, 36(4), 387–389.
- Searle, J. R. (1969). *Speech Acts: An Essay in the Philosophy of Language*. Cambridge: Cambridge University Press. (J. サール『言語行為』坂本百大・土屋俊訳, 勁草書房, 1986 年)
- Simmons, A. J. (1979). *Moral Principles and Political Obligations*. Princeton, NJ: Princeton University Press.
- Trifan, I. (2020). What makes free riding wrongful? The shared preference view of fair play. *Journal of Political Philosophy*, 28(2), 158–180.
- Weithman, P. (2010). *Why Political Liberalism: On John Rawls's Political Turn*. Oxford: Oxford University Press.
- 井上彰. (2015). ロールズ『正義論』における契約論的プロジェクト—その批判的再検討と今日的意義をめぐって—。大瀧雅之・宇野重規・加藤晋 (編)『社会科学における善と正義—ロールズ『正義論』を超えて—』東京大学出版会, 49. 75 頁。
- 奥野正寛 (編著). (2008). 『ミクロ経済学』東京大学出版会。
- 加藤晋. (2015). 社会科学における善と正義。大瀧雅之・宇野重規・加藤晋 (編)『社会科学における善と正義—ロールズ『正義論』を超えて—』東京大学出版会, 49–75 頁。
- 加藤晋. (2020). 正義論における規則と実践—サールの言語論から読み解くロールズ—。社会科学研究, 71(1), 5–20 頁。
- 小寺智史. (2020). ロールズ制度論における法観念—ハート「自然権論文」の影響—。社会科学研究, 71(1), 71–85 頁。
- 齋藤純一・田中将人. (2021). 『ジョン・ロールズ：社会正義の探究者』中央公論新社。
- 宮本雅也. (2018). 安定性から読み解くロールズの転回問題。井上彰 (編)『ロールズを読む』ナカニシヤ出版。
- 横濱竜也. (2016). 『遵法責務論』弘文堂。